

1 障害があっても暮らしやすい練馬

このレポートは、かとうぎ桜子が区議会議員としての最初の4年間の活動について総括するためのものです。表の面に掲げた6つの項目が、特に力を入れたものです。

このページでは、今までの4年間でこれらの項目について、かとうぎ桜子がどんな声をあげてきたか、またどんな課題が残っているかをご紹介させていただきます。

今回は、障害のある人の生活を支えるための課題について紹介します。

重度の障害がある人の生活の支援

【障害】と一言でいっても、さまざまな障害があります。

たとえば、私が議員になる前に介護をしていた人たちは、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）」という神経の難病でした。これは、神経が病に侵されることによって、「意識ははっきりしているのに、体が動かなくなってしまう」という病気です。

トイレも食事も意思表示にも介助が必要
な人がいる

健康な私たちがふだんの生活の中であたりまえのように自分でやっていること―たとえば、飲食やトイレ、そして人とコミュニケーションをすること―も、障害が重い人にとっては介助が必要になります。

かとうぎ桜子の活動をお手伝いいただけませんか？

かとうぎ桜子事務所では、以下のような形で活動にご参加いただける方を必要としています。
ぜひ、ご協力ください。

このチラシに、かとうぎ桜子の活動賛同者としてお名前を載せる
ポスターを自分の家や近所に貼る
練馬区内にお住まいの友人・知人を紹介する
事務作業の手伝いや電話かけをする
ピラ配りをする
カンパをする

【郵便局】
00130-2-496362 市民ふくしフォーラム

【銀行】
三菱東京UFJ銀行大泉支店
(普通)4672388
かとうぎ桜子を育てる会

その他、励ましをいただけると大変心強いです！

私たちは寝ているとき、ほとん

ど無意識のように寝返りを打ったり、心地よい体の位置に調整しています。けれども障害が重ければ、こうしたことも他人の手によってやってもらうわけです。体が動かせれば自分で微調整するのに、それを人に頼まざるをえない。しかも、言葉もうまく発せなければ、つねに介助者が見守っていないと、「疲がつまって息ができないのに誰にも気づいてもらえない」など、命に関わる事態も起こり得るのです。

このような状況で生活をされている方が、練馬区内にもいらっしやるのです。（「重度訪問介護」の利用者は区内に約1000人。）

練馬の障害者介護は、
2010年3月まで
時間の上限があった

障害のある人が介護を受ける場合には、「障害者自立支援法」の制度を使います。そこで、その人がどのくらいの時間の介護が必要なのか、「支給時間」の決定をするのです。

そんな制度のもとで、練馬区は、「介護が必要な時間が1日14時間を超える場合は、14時間を上限とする。」と定めていました。つまり、とても障害が重くて1日24時間の介護や見守りが必要であっても、14時間までしか支給決定されないということです。

では残りの10時間はどうしているのか：それは、家族が介護を担ったり、どうにかボランティアを見つけるなどの方法で対応しなければならぬということになります。生きていく限り続く生活がこのように不安定なものだとすれば、それは障害のある本人だけではなくてその家族にとっても周りの人にとっても不安な毎日になってしまつたのです。

私は2008年秋の議会での問題を追及しましたが、練馬区はそれに対して、「財源の状況を見ると一定の制限をせざるを得ない」という答弁をしました。

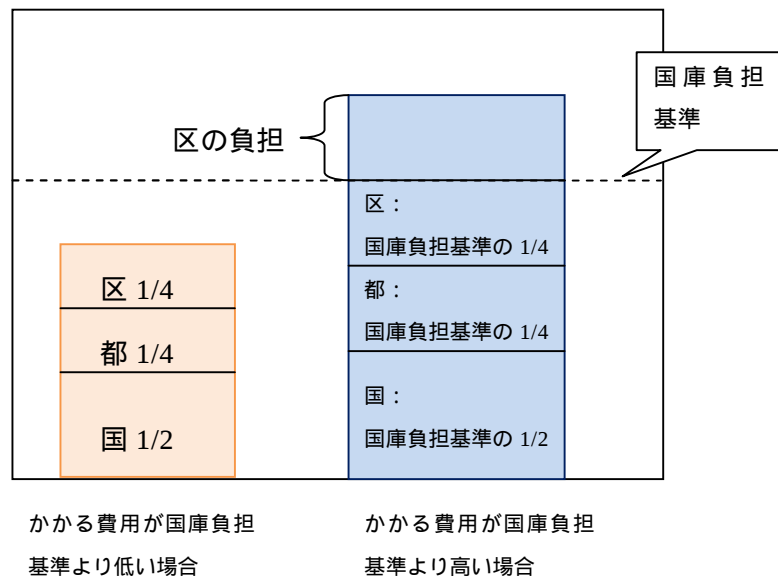
しかし、食えることやトイレに行くことなど、生きるうえで最低限度必要なことも介助が必要な人に対して、個々の事情を聞くことなく一律に上限を定めるのは、生存権の侵害ともいえるのではないのでしょうか。あらかじめ上限を明記するという人権侵害に近い方法をとっている自治体は、ほかに例がありません。

時間の上限問題は
改善されたが、
残された課題も

私が議会で質問してからずいぶん時間がかかりましたし、まだ不十分な点もあるものの、2010年度からは個々の状況に合わせて時間を加算する形に変更されました。

一律に支給時間の上限を定め

自立支援法の問題点―「国庫負担基準」



自立支援法では基本的に、国が給付費の1/2、都・区が1/4ずつ出します。しかし、「国庫負担基準」というラインを決めていて、それを超過する分はすべて区の負担になります。だから、区は障害者の生活よりも「国庫負担基準以内におさめよう」ということばかり考えるようになるのです。

ていたことは、「区として障害のある区民とどう向き合うか」という根本姿勢が問われる問題です。しかし同時に障害者自立支援法という法律の問題もあります。（右の表を参照ください。）

障害者自立支援法は、障害のある当事者の声に耳をかけたむけることなく作られた法律であるといわれています。私たちは国に対して、当事者の声をもとにした制度設計を求めているにもかかわらずありません。

また、重い障害を持つ人の生活を支えるためには、練馬区として取り組むべき課題もまだ残されています。障害のある人が入院をしたときに、ヘルパーをつけられる時間数は1日4時間です。「病院では完全看護を基本にしているから、ヘルパーは回診のときなどのコミュニケーション支援を

私たちは人生のなかでいつ、病気になったり事故にあつて障害を持つかもしれません。そんなときに、社会でしっかり支えあえるセーフティネットを作る必要があると考えています。

そのために、私の会である「市民ふくしフォーラム」では、障害のある方をはじめとする区民の皆さんとともに、制度の改善を求める活動も進めていきます。